

令和２年度（２０２０年度）予算編成方針

我が国の経済の状況は、緩やかな回復基調が続いており、先行きについては、雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって緩やかな回復が続くことが期待される。

こうした中、政府は、「経済財政運営と改革の基本方針２０１９」を令和元年（２０１９年）６月に閣議決定し、当面の経済財政運営として、成長を持続し、経済再生と財政健全化の好循環を実現していくため、適切な物的・人的投資の一層の喚起等によって潜在成長率を上げるとともに、賃上げなど所得向上に向けた取組や地方での好循環の前向きな流れを確実にする取組等を通じて成長と分配の好循環の拡大を目指し、全世代型社会保障の推進や国の財政の持続可能性を見据えた取組等によって、将来に対する不安に対応するとしている。

国の令和２年度（２０２０年度）予算編成においては、消費税率引き上げの需要変動に対する影響の程度や最新の経済状況等を踏まえ、歳出改革の取組を継続する方針とは別に、臨時・特例の措置を講ずることとし、その具体的な内容については、令和２年度予算の編成過程において、検討するとしている。

また、経済財政一体改革を着実に推進するとともに、新経済・財政再生計画で定める目安に沿った予算編成を行い、次世代型行政サービスへの変革、「見える化」の徹底・拡大などの国民各層の意識改革や行動変容につながる歳出改革等に向けた取組への予算の重点配分を推進するとし、PDCAサイクルの実効性を高めるため、全ての歳出分野において行政事業レビューを徹底的に実施するとともに、EBPM（証拠に基づく政策立案）を推進し、予算の質の向上と効果の検証に取り組むとしている。

本市の財政状況は、平成３０年度（２０１８年度）決算では経常収支比率が８４．４％となり前年度に比べ０．６ポイント悪化した。これは、法人市民税等の経常一般財源が増加したものの、扶助費等に充当される経常一般財源が大幅に増加したことによるものであり、経常経費については依然として増加が続いている。

昨今の世界経済における通商問題の動向により国内の経済動向も大きく変動する可能性があり、消費税率引き上げ後の景気後退による企業の需要変動や設備投資の減少が懸念されるなど、依然として先行きが不透明な状況となっている。

あわせて、税制改正による法人市民税の税率引き下げの影響を含めて、市税を安

定して見込むことは困難であり、また、インフラ施設を含めた公共施設の老朽化に伴う維持補修費や高齢化の進展に伴う社会保障経費の増等による経常経費の増加や将来のまちづくりを見据えた大規模建設事業の増加により、近年、財政調整基金を取り崩した予算を編成しており、今後においても、厳しい財政状況となることが懸念される。

そのため、部長等を中心として、事業の効果、必要性、緊急性についてゼロベースで検証・点検を行うとともに、施策評価の結果等を精査したうえで、当初の目的を達成した事業の廃止や類似した事業の統合、官民の役割分担の見直しによる事業の民営化など、事務事業を厳しく見直し、経費全般の節減と合理化を進めるとともに、東海市働き方改革行動計画に基づき、職員の意識改革を推進し、業務の効率化を進めることで、業務の見直しや経常経費等の抑制・削減を図る必要がある。

また、財政健全化法により一般会計だけでなく、特別会計・企業会計・市の出資する公社等を含めた市全体としての財政の健全化が求められており、第6次東海市行政改革大綱に基づき、行政資源の再配分・最適化を徹底し、既存事業の見直しによる事業の再構築、限られた財源の効率的、重点的な活用を図っていくこととする。

平成27年（2015年）の国連サミットで令和12年（2030年）までに達成を目的とする「持続可能な世界を実現するための17の目標と169のターゲット（SDGs）」が採択され、地方自治体においても、次世代に向けて持続可能な開発目標に向けた取組が必要とされるなか、本市においては、第6次総合計画 第7次実施計画で次世代を見据えたまちづくりの基礎を構築することを基本としている。

令和2年度（2020年度）予算編成にあたっては、第6次総合計画の五つの理念と6分野・38のめざすまちの姿の実現を目指すとともに、行政資源の効果的な活用と各施策の着実な展開を図るものとし、本市を取り巻く環境においては、東京オリンピック・パラリンピックの開催、アジア競技大会の開催、リニア中央新幹線の東京・名古屋間の開通、西知多道路の着工、中部国際空港の二本目滑走路を始めとする機能強化に向けた動き等により、今後、人やモノの流れが大きく変わる大型プロジェクトが予定されていることから、長期的展望に立ち、ハード・ソフト両面とも将来的な投資効果が見込まれ、かつ、より市民満足度の向上につながるよう次に掲げる方針に沿った事務事業に対し優先的に予算措置することとする。

・鉄道駅周辺を中心とした拠点の整備と、西知多道路の整備促進に合わせて、周辺地域の土地の有効活用につながる事業

- ・産業振興とにぎわい拡大、インバウンド（訪日外国人旅行）を中心とした観光誘客による交流人口拡大を市内全域に広げ、まちの魅力や活力を高める事業
- ・安心して子どもを産み、育て、また、女性が社会進出できるよう、総合的な女性の活躍支援につながる事業
- ・だれもが健康で生きがいのある生活の実現につながる事業
- ・将来を見据えた、まちづくりに必要となる人材の育成と、子どもたちが夢と希望を育む環境を充実させる事業
- ・市民の防災・減災意識の高揚を図るとともに、「100mm/h 安心プラン」の推進など、自然災害に対するハード・ソフトの両面から防災力を高めていく事業
- ・公共施設等の長寿命化・複合化（統廃合）・広域化及び民間活力の活用など、効果的・効率的な公共施設等の運営につながる事業

また、将来にわたる持続可能なまちづくりのため、財政基盤を強化していくことが必要であることから、歳入では、国県補助金に関する情報収集や手数料等の受益者負担の適正化等に努めるなど、財源の確保を積極的に行うこととする。歳出では、施策等の評価を踏まえて、職員自らが事務事業の有効性の判断を徹底し、良好な市民サービスの提供と市民満足度の向上につなげていけるよう事務事業の改革及び業務改善を徹底的に実施していくものとする。さらに、事業の合理化及び効率化に努めるとともに、各施策に対する貢献度により事業の優先順位の精査を行うこととし、法令等で定められた経常的な経費であっても裁量のある経費については徹底的に無駄を排除し、真に必要な経費のみを要求するものとし、積極的に経常経費の削減を図ることとする。

なお、新規事業等の要求に当たっては、必要性、費用対効果などを検討し、国県補助金等の財源確保に努めるとともに、既存事務事業の廃止又は縮小により財源を生み出すことを原則とし、公共施設等の新設、更新、機能増進のためのリニューアル等にあたっては、公共施設等総合管理計画及びPFI等活用指針に基づき、長寿命化・複合化・広域化及び民間活力の活用など、効果的・効率的な公共施設等の整備等を今後作成する公共建築物再編計画（アクションプラン）により推進することとする。

予算要求に当たっては、前述の諸事情を踏まえ、最小の経費で最大の効果が得られるよう、下記の注意事項に従って、要求すること。

記

I 一般的事項

- 1 総計予算主義の原則を踏まえ、年間を通した予算を見積もるもので、歳入については制度上可能な財源の確保に最善の努力を払い、歳出については合理的、効率的な行政活動が発揮できるよう検討し、適正かつ詳細な積算に基づく見積書を作成すること。

また、単年度のみのお考えではなく、将来への展望を見据えた計画的な予算となるよう注意すること。

- 2 予算編成に当たり、実施計画を基本とし、施策ごとの事業費を課等別に集計し、実施計画に設定された事業から特別会計への繰出金及び一部事務組合への負担金を除いた事業費を「実施計画経費」、施が法令等で義務づけられている事業を「義務的経費」、施設等の管理に必要な経費を「施設管理経費」、特別会計への繰出金及び一部事務組合への負担金を「他会計繰出金等」、これら以外の「その他経費」に区分し、令和元年度（2019年度）当初予算ベースに算定し、一般財源を各部へ配分する。

なお、要求に際しては経常経費等の抑制・削減はもちろんのこと、事業の見直しによる廃止・削減を図るとともに、国県補助金だけではなく、民間資金の活用など新たな財源の確保に努めることにより、配分した一般財源の額の範囲内で要求すること。

「実施計画経費」については、実施計画に設定された事業を基本とし、配分した額以内で要求すること。ただし、配分額を超えて要求する場合は、理由等を明確にした上で要求すること。

「義務的経費」、「施設管理経費」及び「他会計繰出金等」については、各々配分した額以内で要求すること。ただし、配分額を超えて要求する場合は、理由等を明確にした上で要求すること。

「その他経費」については、新規事業の要求にあたっては配分した額以内で要求すること。ただし、真にやむを得ず、配分額を超えて要求する場合は、理由等を明確にした上で要求すること。

要求にあたっては、「実施計画経費」、「義務的経費」、「施設管理経費」、「他会計繰出金等」及び「その他経費」のそれぞれで、部等の単位で一覧表を作成することとし、「実施計画経費」及び「その他経費」については、それぞれ優先順

位を付すこと。

また、今後の経済状況や制度改正により、見込額が増減することも予想されるため、配分額がそのまま予算として確保されるものではないので、注意すること。

- 3 行政改革大綱推進計画の推進項目となっているものは、年次計画に基づき、管理目標を達成するために必要な検討を行い、検討内容を反映した予算要求をすること。
- 4 法令、条例、規則等に基づく予算要求を行うとともに、その内容を的確に把握し、不適切な運用とならないようにすること。制度の改正によるものは、旧制度と新制度との比較をして変更部分を明確にし、根拠条文等を予算見積書の事業概要欄に記載すること。

また、新たに根拠を必要とする事業にあつては、条例及び規則については総務法制課と、要綱については財政課と、複数の課等が関連する事務事業等にあつては関係各課等と事前に調整し、予算要求と整合を図ること。

なお、総務法制課及び財政課との調整については、制定案又は改正案等をもって調整すること。

- 5 議会の要望事項、監査の指導事項、政策推進会議での指示・検討事項、前年度予算査定時及び予算執行時での検討事項等については、趣旨、内容を十分把握し、適正に処理した要求とすること。
- 6 国及び県における今後の動向に注意し、最新の情報収集に努め、補助金については的確な交付見込額を掌握し、歳出においては単独分と補助分、法令等に基づく義務的経費と、それ以外の経費を明確に区分すること。予算要求後においても国県補助負担金の制度変更などが判明した場合は、事業の見直し等を検討した上で資料等を提出すること。

また、後年度負担となるような事業補助金については慎重に検討すること。

なお、国県補助負担額が削減となった事業については、安易な継続を慎み、再度見直しを行い、交付率等で削減されたものについては、事業費の減額に努め、補助対象事業でなくなったものについては、事業を廃止すること。やむを得ず従来どおりの事業を継続する場合は、削減できない理由等を予算見積書の事業概要欄に記載すること。

- 7 広域的な調整を必要とする事業については、企画政策課と連携して5市5町等の調整を図るとともに、その結果に基づき事前に方針決定を受けておくこと。

なお、要求する場合は、他市等の状況が分かる資料を提出すること。

8 各種施策について、近隣他団体の状況を調査比較し、突出した行政サービスとなっているものは見直しを検討すること。

9 地震防災対策のため、所要の経費を計上する場合は、防災危機管理課の作成した防災・減災対策事業実施計画に沿った要求をすること。

10 建築、土木関係事業費については、あらかじめ建築住宅課、土木課等と十分協議し、適正な要求をすること。

特に、公共建築物の管理保全に伴う維持補修については、建築住宅課と事前に協議し、要求をすること。

11 下水道の供用開始に関連する経費については、下水道課と調整し、計上漏れのないようにすること。

12 関係部課等相互の連絡を密にして、事業が競合しないよう調整を図ること。

特に、同種の講座や教室を開催する場合は、関係各課等や各種団体等で協議し、統合に向けて検討すること。

なお、関係部課等間で未調整の事業又は重複要求の事業などは、全てゼロ査定とするので注意すること。

13 土地開発公社又は土地開発基金での土地購入または、土地開発公社又は土地開発基金からの土地の吸い上げを予定している場合は、事前に財政課と協議すること。

14 東海市シルバー人材センターで可能な業務については、同センターを積極的に利用すること。

15 障害者優先調達推進法に基づく調達方針により、市内の障害者就労施設等から来年度の物品等の購入に努めること。

16 新規及び増額の補助金等は、原則として認めないが、やむを得ず要求する場合は、事前に補助金交付要綱案により財政課と調整したうえで要求すること。

17 公共工事コスト縮減に積極的に取り組んだ要求内容とすること。

18 まちづくり協働推進事業については、積算基準に基づき適正に見積もること。

19 計画的に購入している物品については、現在の保有数量と今後の購入計画を年度ごとに予算見積書に記載すること。

20 エネルギーの使用の合理化を図るため、第4次東海市庁内等環境保全率先行動計画に配慮した予算要求をすること。

- 21 特別会計については、その設置目的に従い、独立採算制を前提に一般会計に準じて見積もること。
- 22 消費税については、課税対象のものは消費税を適切に転嫁して積算し、消費税率の引上げ及び軽減税率制導入に係る注意事項(キャビネット：財政課＞予算編成・債務負担管理システム関係)を参考に要求すること。
- 23 複数年にわたるハード及びソフト事業において、現在実施している事業であっても目的、必要性、実施時期を十分に考慮したうえで事業規模の縮小、廃止について再検討すること。また、試行的に実施している事業については、効果、必要性の検証結果を示したうえで要求すること。
- 24 投資的(ハード)事業については、今後のスケジュール及び総事業費を予算見積書等に記載すること。
- 25 提出に当たっては、各部・課等の長が十分内容を精査、調整したうえで、提出期限である**11月7日(火)正午**までに必ず提出することとし、予算査定時に追加で要求することがないように注意すること。